

一般社団法人日本保険鍼灸マッサージ師会

2022 年夏季 2 号

編集・発行責任者

一般社団法人日本保険鍼灸マッサージ師会 広報局 森 拓次

〒661-0976 兵庫県尼崎市潮江 2-17-31

TEL 06-6470-3813 Fax 06-6470-3814

E-mail nihosin@gmail.com

3 年目になる新型コロナウイルス禍が大きな被害を及ぼし、私たちの経営も全国的に大きな打撃を受けています。

突然、ウクライナ国へロシアが侵略し戦争をしかけ大きな被害のなか世界は食料問題や経済が混沌としています。

幸福を壊し人の生命と健康を奪う戦争は何があっても起こしてはならないものです。

何事もすべて最後は話し合いで解決します。直ちに戦争を終結することです、私たち健康の保持増進、疾病の治療をする立場とは真逆のものです。

第 3 回一般社団法人日本保険鍼灸マッサージ師会の総会が 5 月 22 日尼崎市中小企業センターで行われました。コロナ禍のなか感染リスクを下げる為ズームミーティングも加え縮小形式で行われました。

加田裕之参議院議員、山田賢司衆議院議員の来賓と、末松信介参議院議員、伊藤孝江参議院議員、高橋光男参議院議員と大串正樹衆議院議員、中野洋昌衆議院議員、桜井シュウ衆議院議員、相崎佐和子兵庫県議会議員のメッセージをいただきました。

コロナ禍のなか活動はかなり制限的となりましたが、政党への要望、公明党へ鍼灸マッサージの給付を含む 7 項目の要望を行いました。

2 月 4 日には西宮民主商工会を介して鍼灸マッサージの給付を含めた 7 項目を厚生労働省へ要求交渉を行い兵庫県後期高齢広域連合、兵庫県国保連合会、兵庫協会健保へも不当な療養費審査、不支給、医師照会などの交渉を行い、その結果、改善または緩やかに変化していますが大きな問題も残されています。

健康保険組合の償還払化広がっています、健康保険法違反行為であることは明らかなことです、課題が山積しており説意交渉解決を進めなければなりません。

鍼灸マッサージの現物給付を一刻も早く実現させるために国家的な問題として全国的な運動を展開し新たな全国組織を目指します。

1. 兵庫県だけでなく広く大きくと全国的に入会者を募ります。
2. 協同組合兵庫県保険鍼灸師会と連携して渉外活動を進めます。
3. 健康保険ではりきゅう・マッサージを受ける国民の会などと連携します。

役員改選では理事は再任となり代表理事に藤岡東洋雄を選出しました。

健康保険法に基づいた鍼灸マッサージの現物給付を実現し新たな展開の為に奮闘しましょう。

代表理事 藤岡 東洋雄

一般社団法人日本保険鍼灸マッサージ師会のホームページができました。

japanharikyumassage.com

何度も検索して SEO にご協力ください。(^ 0 ^) ;



広報部員自己紹介

せんえつながら新生広報局の校正部員をご紹介します！精一杯務めさせていただき所存です。
どうか温かい目で応援してください。宜しくお願いします！

- ①氏名 ②年齢 ③勤務地 ④業態 ⑤臨床年数 ⑥臨床で心がけていること
⑦趣味 ⑧一般社団に期待する事

①奥 計介 ②58 歳 ③尼崎市（勤務）④鍼灸院（病院付属） ⑤31 年 ⑥誠実な対応
⑦Web 小説、映画鑑賞 ⑧鍼灸マッサージに於ける健康保険の適用に関する知識の充実

①橋川 哲広 ②46 歳 ③神戸市 ④鍼灸院
⑤24 年 ⑥なぜベストを尽くさないのか？と問い続けること ⑦スプラトゥーン2・マインクラフト・どうぶつの森などなど…
⑧所属する方々が活発に活動する組織になってほしい。

①林 康仁 ②47 歳 ③尼崎市 ④夕方までは訪問、夕方以降は店舗対応 ⑤22 年 ⑥日常生活を楽に過ごせるようにお手伝いする事 ⑦バイクツーリング ⑧保険を使った施術が受けられることを広めてほしい。



①加藤 直樹 ②60 歳 ③神戸市北区 ④自営、はり・きゅう・マッサージ ⑤27 年 ⑥患者さんの立場を尊重し、独り善がりの治療にならないよう、寄り添うことを心がけています。⑦ゴルフ・合気道・読書・ミステリー研究 ⑧鍼灸マッサージが医療である以上、医療保険の給付が必須であることを日本全国の鍼灸マッサージ師に理解を求め、共に給付化を目指し、最終的には給付化を勝ち取ってほしいと思います。

①藤田 嘉久 ②80 歳 ③ずっと加古川市 ④藤田はりきゅう治療室 ⑤20 年 神戸東洋医療学院卒 ⑥研修団体としては東洋はり医学会に所属し、はりきゅう専門の経絡治療を中心に進んできました。まだまだ伸びしろがあると意欲満々です。⑦囲碁、歴史探訪旅行 ⑧保険診療がますます定着して、広く社会に普及して行くための活動の中心としてどっしりと慌てず一歩一歩進んでほしいです。

①森 拓次 ②54 歳 ③伊丹市（自宅開業）尼崎市（勤務） ④自宅で鍼灸院、勤務は鍼灸接骨院 ⑤27 年 ⑥患者さんの心身と対話 ⑦野草、英語、タイ語、茶店巡り、NHK 大河ドラマ ⑧保険証だけで患者さんが鍼灸にかかりやすくして欲しい。

●令和 4 年度定期総会開催

5 月 22 日に兵庫県尼崎市の尼崎中小企業センターにて定期総会を開催しました。当日は協同組合兵庫県保険鍼灸師会の定期総会閉会の後の開催となりました。協同組合の総会には来賓が国会議員、県会議員、市会議員とご臨席頂き、一般社団の設立と活動の趣旨もご理解いただくことができました。これから大いに行政・立法への運動が具体化していくことと思います。ご支援、ご協力のほどよろしくお願いいたします。



●全国中小業者・国会大行動で省庁交渉

長引くコロナ禍で中小業者は厳しい中、倒産・廃業に追い込まれています。鍼灸マッサージ往療専門営業は大変難しく、施術所営業も元に戻らず共に大変です。多くの国民・患者さんは鍼灸を望んでおられます。しかし、鍼灸（マッサージ）の東洋医療は保険給付されない限り高くして自由に受診出来ません。関連法では保険料を納付している限り、医療は給付されることになっています。鍼灸・マッサージは高い保険料を納めていても使えません。義務のない通知で給付できないよう抑えています。明らかな違法行為です。2.4 全国中小業者・国会大行動で西宮民主商工会より厚労省に 7 項目の請願要求を行われました。給付の早期実現は全国の中小業者の要求として広がっています。百万人署名を鋭意集めましょう。

●保険者を訪問して来ました。

3 月 24 日、藤岡・加藤の 2 名で約 2 年半ぶりに兵庫県後期高齢者医療広域連合と協会けんぽ兵庫支部を訪問しました。後期高齢では、給付課の池内俊智係長と岡優希さんに応対していただきました。まずは、コロナ禍のため、なかなか訪問出来なかったことを伝えました。そして、以前から問題になっていた「痛みや浮腫に対するマッサージが認められなくなったこと」と「傷病名によることなく施術が出来なくなったこと」の回答を求めました。しかし、今回も即答はしていただけず、回答待ちです。続いて協会けんぽ兵庫支部に向かいました。協会けんぽでは、宮腰一樹主任と福池洋彦グループ長補佐に対応していただきました。こちらでは、必要以上に医師照会や患者照会が多いことを伝え、そのことが、医師の同意拒否に繋がったり、患者の受診抑制に繋がっていることを理解していただきました。あと、後期高齢でもお願いしましたが、給付化への協力をお願いをしてまいりました。

●あはき療養費支払方法一覧

健康保険組合連合会（けんぽれん）があはき療養費支払方法一覧を公開しています。どこの保険者が受領委任なのか、どこの保険者が償還払いなのか一目でわかります。健康保険組合は、償還払いが多いので、患者さんが来院された際に、「あはき療養費支払方法一覧」で検索してみてください。これは保険部からのお願いですが、患者さんにご説明して同意を得られるようでしたら、あえて受療委任払いで申請し、返戻されるようならそれを交渉のネタに組合として患者さんの権利回復のために闘いたいと思います。その場合は個別に保険部加藤か事務所へご一報ください。

厚生労働大臣 後藤 茂之 殿

2022年2月4日

兵庫県西宮市東町 2-1-32
西宮民主商工会
会長 山田 平
西宮民主商工会・共済会
理事長 藤岡 東洋雄

請 願 書

憲法16条および請願法に基づき、はり・きゅう・あんま・マッサージ・指圧治療への健康保険給付、回復と改善および施術管理者の廃止、鍼灸養成学校の改善を求めて、下記のように請願します。

本請願は、「はり師、きゅう師、あんま（マッサージ）指圧師が行う東洋医療を自らの健康保険で自由に受けたい」と言う国民と患者の要求と権利に基づき各健康保険法の目的と義務である厳格な「療養の給付」が、法の通り厳格に早急執行されることを要求します。

様々な疾病、負傷の治療と回復の為の行為を法により付託と免許されているのは西洋医療の医師資格免許者と鍼師資格免許者、灸師資格免許者、あんま（マッサージ）指圧資格免許者の東洋医療です。日本の医療の法体系は西洋医療と東洋医療の二本柱で構成されています。

健康保険法第1条は「この法律は（略）疾病、負傷若しくは、死亡又は出産に関して保険給付を行い、もって国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。」とあります。鍼・灸東洋医療の給付を義務付けています。

また、国民健康保険法第2条でも「被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な保険給付を行うものとする」とあります。鍼・灸・あん摩（マッサージ）指圧にも保険給付を義務付けています。昭和10年代から昭和25年1月までは保険給付されていました。

昭和25年1月19日保発4号によって保険者との契約と給付停止、療養の給付から突然規則等に反した者に行う処分扱いの「償って現金を払う」償還払に貶められた。

被保険者患者に違法かつ不必要な同意書、病名制限、西洋医療との併療禁止など制限を加え鍼灸・マッサージの受診を困難にし受診の権利と人権侵害を70年間行っています、違法行為です。

国家免許に施術管理者とは、屋根の上に屋根を作るのに等しいものである。

まず実務経験を受け入れる施術所がほとんどない現状では、仕組そのものが破綻している。

かつ将来にわたり「施術管理者」が少数となり、被保険者・家族等は保険で東洋医療鍼灸（マッサージ）の受診権利を奪うものであり違法行為です。

鍼師・灸師養成学校制度を4年制6年制への改善は急務です。

我が国現行の鍼・灸等の養成学校制度は国際標準に照らしても劣っています。例えば中国や韓国などは医学部に入学し、6年制度で中医、韓医となっています。日本はその半分の3年制度です。養成学校制度の改革は国民の保健に対し、責任を十分に果たしえることに必要不可欠なことです。

ただちに療養の給付で現物給付にすることと違法かつ不必要な通知の廃止を要求します。

以下の事項を請願します。

請願項目

1. 東洋医療の鍼・灸・あん摩・(マッサージ)・指圧治療は、厳格な給付であるにもかかわらず昭和25年から、受領委任や償還払いとなっている。

健康保険法1条、国民健康保険法2条に基づく厳格に保険給付を早急に回復実施すること。

2. 鍼・灸・あん摩・(マッサージ)・指圧治療に同意書・診断書の添付、病名・症状の制限また鍼・灸治療の西洋医療との併給禁止、療養費申請書の被保険者署名はすべて法の根拠ないものであり法にそむく通知はすべて違法であり即刻廃止すること。

3. 「施術管理者」の仕組みを撤廃すること。

4. 鍼・灸・マッサージの療養費の支給は給付実施までのあいだ「受領委任払い」を全国统一実施すること。

5. 鍼師・灸師など学校養成制度を早急にすべて4年制にすること。

6. 鍼師・灸師の4年制学校実現の後、3年以内に6年度制を実現すること。

7. 国家の責任において養成施設の人材を育成すること。

●療養費検討専門委員会の動き

厚労省の療養費検討専門委員会は「往療料の距離加算の廃止」と「マッサージの料金包括化」を考えているようです。令和 4 年度は、往療料一律料金化です。また、マッサージも局所ごとではなく、1 回で、これだけの料金というようにしようとしているようです。まだ、案の段階ですが、詳しく知りたい方は厚生労働省のホームページからあはき療養費で検索していただいて、「あはき療養費の令和 4 年改定の基本的な考え方（案）について」をご覧ください。

●同意期限について

初回の同意の場合は、同意日ではなく初療日が同意期限の起点になりますが、再同意の場合は、その同意日が起点になりますので注意してください。再同意の際に初回の同意として発行されたことで、同意期限を間違ってしまったケースがあります。初回の同意に当たるのか、再同意に当たるのかをしっかりと判断してください。

●国民の会総会

令和 4 年 6 月 12 日（日）、13 時 30 分から「健康保険ではり・きゅう・マッサージを受ける国民の会」（国民の会）の総会が、兵庫県尼崎市の尼崎中小企業センター 401 号室にて開催されました。当会の母体である協同組合兵庫県保険鍼灸師会は国民の会の団体会員となっており、「健康保険証 1 枚で鍼灸マッサージを受ける」ための運動を共に戦ってきました。遠いところでは東京の一般社団法人鍼灸マッサージ師会の副会長清水一雄先生、京都よもぎの会の岡貞充先生、大阪からは徳久江先生にご参加いただきました。リモート参加では秋田県から善徳泰博先生、東京の一般社団法人鍼灸マッサージ師会の高橋養蔵先生、山西俊夫副会長などの方々にご参加いただきました。当日は、14 時 30 分頃より特別企画として「記録映像 ワクチン後遺症」の映画上映会も開催いたしました。新型コロナの影響もあり、活動報告は多くはなく、今年度の進展を誓い閉幕しました。



●国民の会が、YouTube 配信を始めました。

4 月より「健康保険ではり・きゅう・マッサージを受ける国民の会」が YouTube 配信を始めました。坂田先生と加藤の二人で、国民の会の創立の原点をお話しさせていただいています。今後は、療養費の問題点等のお話や給付化に向けてのお話を配信していけたらと考えています。まずは、より多くの方々に見ていただきたいので、お知り合いの方へのお声かけをよろしくお願いいたします。「受ける会チャンネル」で検索していただければ、すぐにヒット出来ると思います。療養費の情報収集にご利用ください。良ければチャンネル登録もよろしくお願いいたします。

会の活動・広報部へのご要望、アイディアは随時受け付けております。事務所へご連絡ください。

編集後記

全 2 頁だった第 1 号から全 6 頁と急激に増量した第 2 号も無事発送することができホッとしています。今後とも広報局にご支援ご協力をお願い申し上げます。